

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.055

処 分 名	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し
処 分 の 概 要	法第 21 条による処分に違反した場合、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取り消しを行います。
根拠法令等・条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 22 条
処 分 基 準	処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令等の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 20 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第二十二條 所管行政庁は、認定建築主等が前條の規定による処分に違反したときは、第十七條第三項の認定を取り消すことができる。

根拠法令及び
関係法令等の抜粋